

令和８・９年度 学校給食用物資納入業者登録申請要領

令和８・９年度において、学校給食用物資納入業者として登録を希望される方は、下記の要領に従い登録申請書を提出してください。

記

1 申請期間

令和７年１１月１７日（月）～令和７年１１月２８日（金）まで
（土・日・祝日は除く午前８時３０分から午後５時１５分）

2 登録期間

令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２ヵ年
（令和８年４月分見積から令和１０年３月分見積まで）

3 登録資格

次の基準に学校給食用物資納入業者登録基準に適合する業者であること

(1) 立地条件

岡崎市内または公益財団法人岡崎市学校給食協会に納入できる地域内に営業所があること。

(2) 経営規模

ア 相当の資本で営業され、相当額の販売実績があること。

イ 相当数の常用従業員を有し、常時営業を続けていること。

ウ 工場・店舗・販売所等の固定した営業施設を有し、電話設備・配送設備が完備していること。

(3) 信用状況

ア 営業経歴が正しく、経営状態が良好であること。

イ 確実な取引先を有し、広範囲に販売されていること。

ウ 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること。

エ 引き続き２年以上その営業に従事していること。

オ 納税義務が履行されていること。

カ 学校給食を理解し、協力的であること。

(4) 衛生状況

ア 従業員の健康管理が十分に行なわれていること。

イ 保健所の食品衛生監視点が８０点以上であること。ただし、該当衛生監視以降、減点の原因となった次項について改善が見られ、同基準の８０点以上に相当すると認められる場合は、この限りでない。

ウ 製造加工業者およびその取扱業者は、必要な材料倉庫・製品置場および冷凍冷蔵設備を完備していること。

エ 食品衛生法（昭和２２年１２月２４日法律第２３３号）に基づき、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が行われていること。

オ 定期的に検便検査を行っており、協会の求めにより検査結果の提出が可能であること。

(5) 供給能力

- ア 仕入れ・製造および加工能力が相当大きく、所要量を供給し得ること。
- イ 指示する期日および時刻に、指定の場所に物資を納入できること。

4 提出書類

『令和 8・9 年度学校給食用物資納入業者登録申請提出書類について』参照

5 書類提出先及び問合せ先

(1) 書類提出先

岡崎市岡町字中御給 28 番地（岡崎市東部学校給食センター内）
公益財団法人 岡崎市学校給食協会 業務課

(2) 問合せ先

電話 0564-51-7889 担当：高須・味岡

6 登録の承認

提出された書類をもとに審査を行い、令和 8 年 1 月上旬に審査結果を通知予定

7 その他

(1) 新規登録業者については、書類提出後に視察を実施します。

(2) 食肉、蒟蒻、豆腐類納入業者のうち加工及び製造を行う業者は、登録期間内に年 1 度程度、弊協会職員による衛生確認の立ち入りを実施します。

以上